

平成 24 年 6 月 29 日

各 位

会社名 **ダイビル株式会社**

代表者名 代表取締役 社長執行役員 山本 竹彦
(コード番号 8806 東証・大証第 1 部)
問合せ先 人事・総務部長 下川 浩志
(TEL. 06-6441-1932)

支配株主等に関する事項について

1. 親会社、支配株主（親会社を除く。）またはその他の関係会社の商号等

(平成 24 年 3 月 31 日現在)

商号、名称 または氏名	属性	議決権所有割合 (%)			発行する株券が 上場されている 金融商品取引所等
		直接 所有分	合算 対象分	計	
株式会社商船三井	親会社	51.06	0.00	51.07	東証・大証・名証 各第 1 部、 福証

2. 親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付けその他の上場会社と親会社等との関係

①親会社等の企業グループにおける上場会社の位置付け、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係

商船三井グループは、海運関連企業集団を形成しており、同社グループの事業は、不定期専用船事業、コンテナ船事業、フェリー・内航事業、関連事業およびその他事業の 5 セグメントに分類されています。当社は、不動産事業を行っており、上記 5 つの事業区分のうち関連事業に位置付けられます。

商船三井の源流のひとつである大阪商船が、当社の創立（1923 年）にあたり中心的な役割を担って以来、同社は当社の筆頭株主として、取締役、監査役を派遣するなど、従来から当社と密接な関係にありました。

一方、当社は大阪、東京の二大経済圏の好立地において、優良なオフィスビルの保有を主体とし、ホテル、マンション、学生会館、単身赴任者用住居等を保有し、不動産賃貸業を中心にして業容を拡大してきました。

平成 16 年 10 月、当社株式の公開買付けの結果を受け、当社は商船三井の子会社となりました。商船三井グループにおける不動産事業の中核企業として、アセット・マネジメント、プロパティ・マネジメントをはじめ多岐にわたる事業展開を行うことにより、当社グループの一層の業績向上と企業価値の増大を図ります。

なお、商船三井から、経営情報交換等の目的のほか、親会社企業集団における当社の業務の適正を確保するため、社外取締役 1 名、社外監査役 1 名が就任しております。

②親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、リスクおよびメリット、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資本的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等

当社の事業は親会社企業グループの中で関連事業に属し、不動産事業の中核企業として位置付けられています。親会社企業グループの他の企業と事業領域が異なっているため、事業上の制約やリスク面での連鎖は小さく、独立性が高いと認識しております。

- ③親会社等の企業グループに属することによる事業上の制約、親会社等やそのグループ企業との取引関係や人的・資金的関係などの面から受ける経営・事業活動への影響等がある中における、親会社からの一定の独立性の確保に関する考え方およびそのための施策

当社は、親会社の企業グループの中で明確な事業の棲み分けがなされており、基本的には親会社の企業グループから当社の自由な事業活動を阻害される状況にはないと考えております。

また、当社は、親会社企業グループとの経営情報交換等を目的として、親会社から社外取締役および社外監査役が就任しておりますが、同社外取締役は1名であり、独自の経営判断が行える状況にあると考えております。

- ④親会社等からの一定の独立性の確保の状況

当社は親会社の企業グループと緊密な協力関係を保ちながら事業展開する方針であります。親会社の企業グループ各社との事業の棲み分けがなされており、また、下記のとおり役員の兼務状況も独自の経営判断を妨げるほどのものではなく、一定の独立性が確保されていると認識しております。

(役員の兼務状況) (平成24年6月27日現在)

役職	氏名	親会社等での役職	就任理由
社外取締役	田邊 昌宏	㈱商船三井 常務執行役員	左記会社の事業経験等を踏まえ、当社経営判断の妥当性評価、業務執行の監督等の役割を果たしていただくため
社外監査役	成田 純一	㈱商船三井 常勤監査役 ㈱宇徳 監査役	左記会社の監査役としての経験、知識を踏まえ、当社経営への適切な助言や監視の役割を果たしていただくため

(注) 当社の取締役6名、監査役4名のうち、親会社等との兼任者は上記2名であります。

(出向者の受入れ状況) (平成24年3月31日現在)

部署名	人数	出向元の親会社等	出向者受入理由
経営戦略室	1名	㈱商船三井	相互人事交流のため

(注) 平成24年3月31日現在の当社の従業員数は54名であります。

3. 支配株主等との取引に関する事項

当社と株式会社商船三井との取引は、当社所有ビルの賃貸等であります。

4. 支配株主等との取引等を行う際における少数株主の保護の方策の履行状況

当社と株式会社商船三井との取引は、当社所有ビルの賃貸等ありますが、賃貸料等の決定については、一般の取引先同様、近隣相場や市場価格を参考に双方協議の上決定するなど、社会通念に照らして公正妥当な取引を行っております。

以上